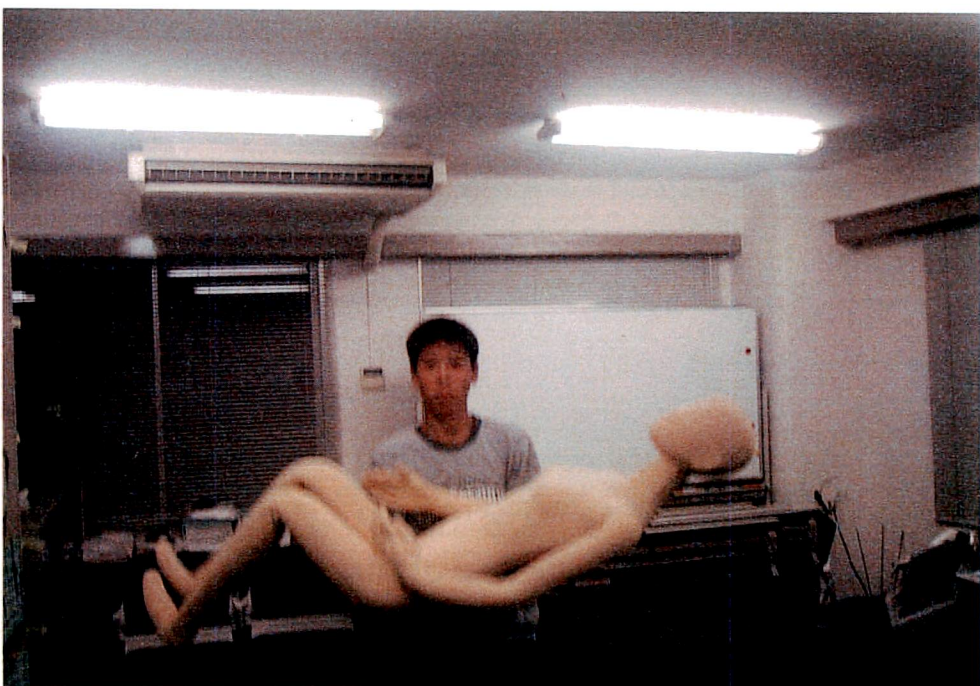
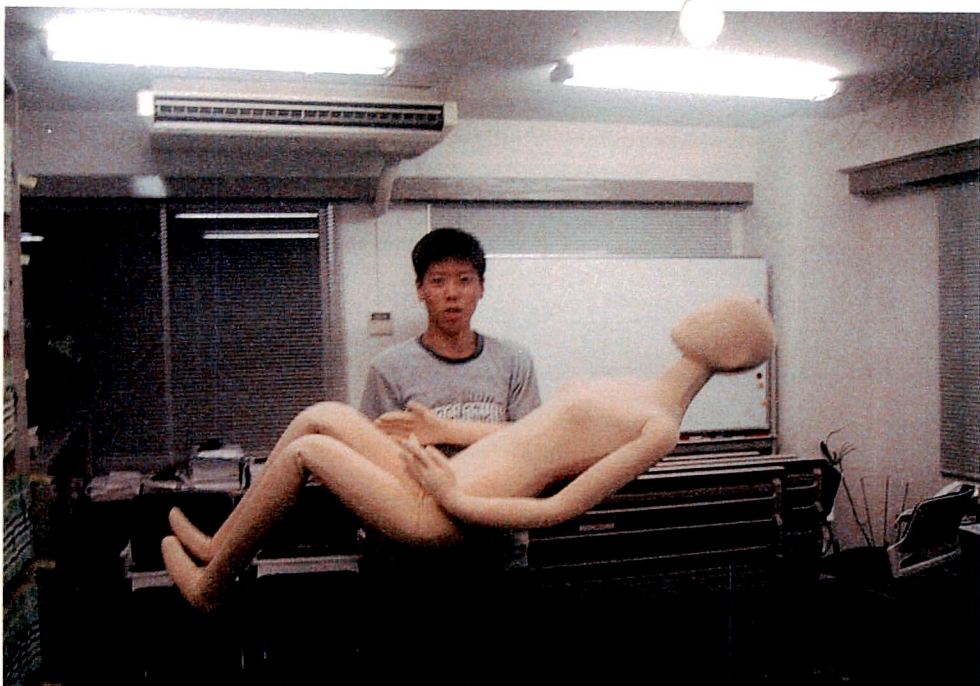
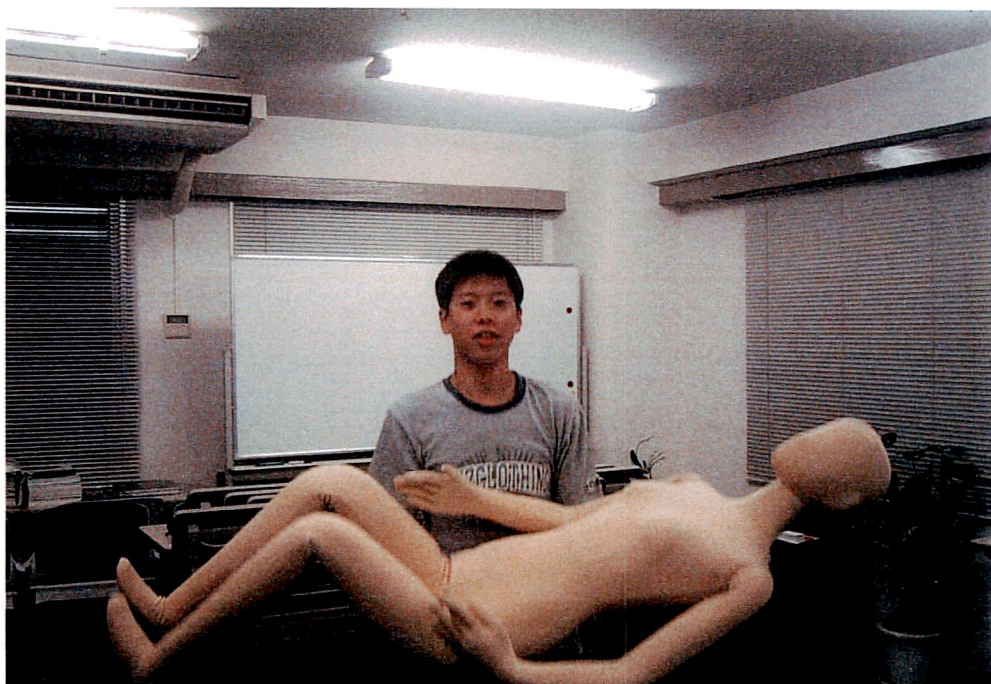
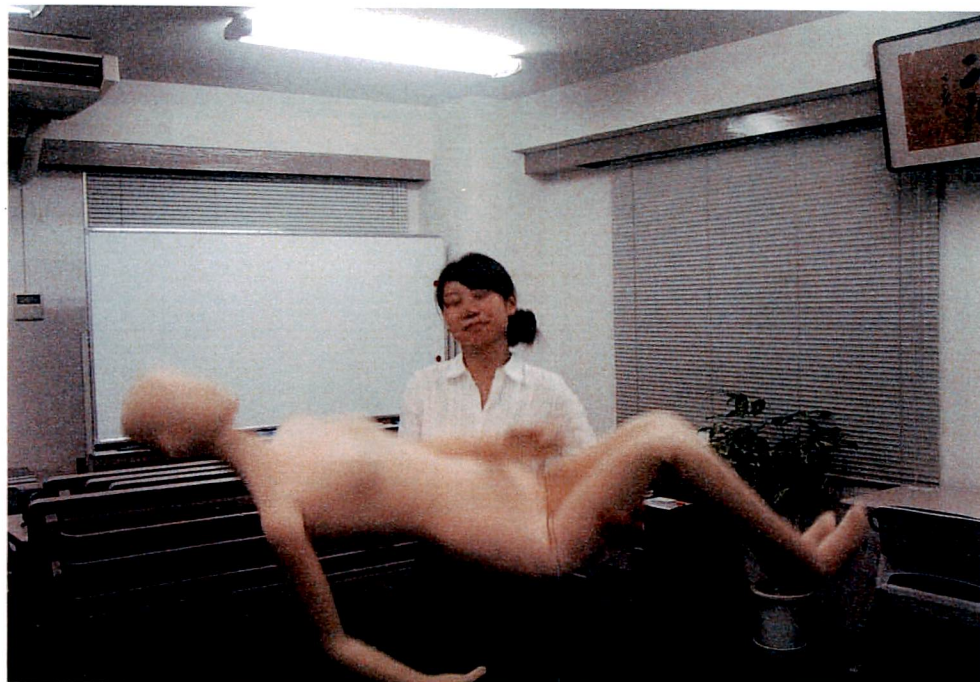
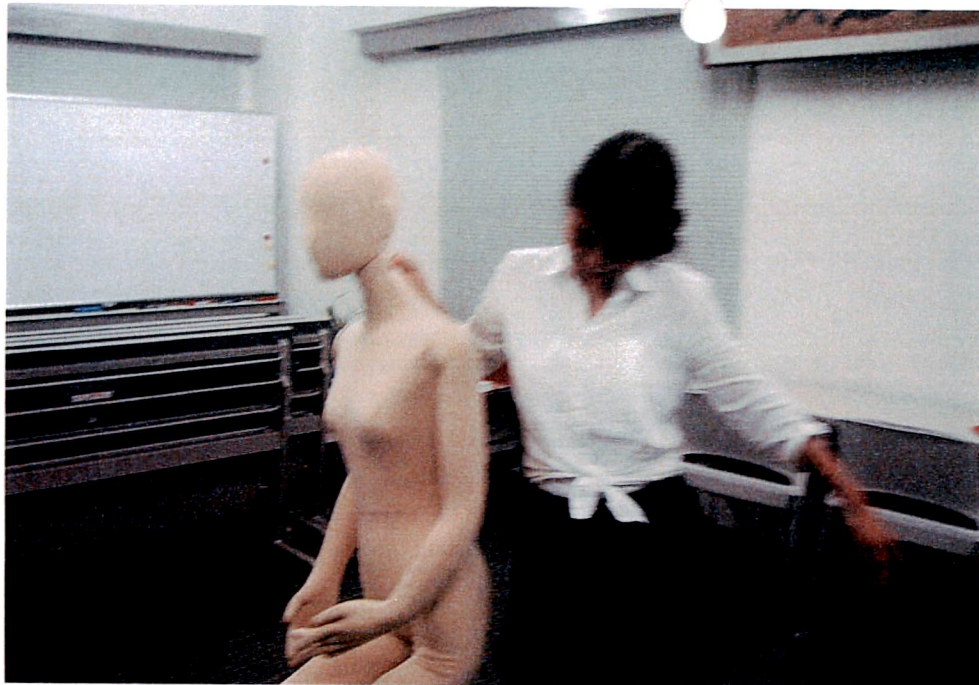
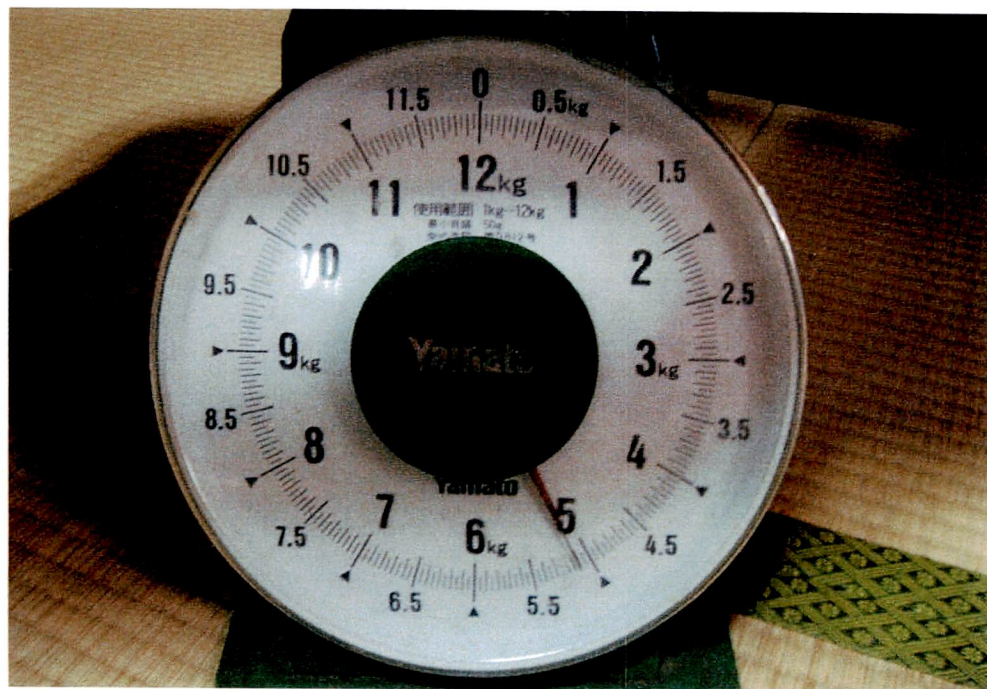
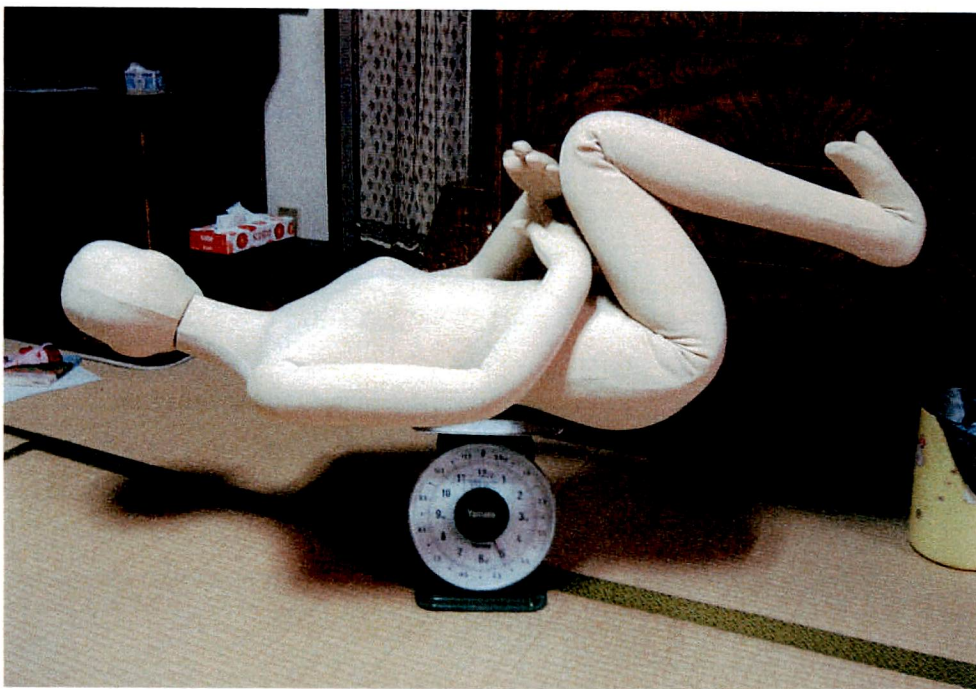
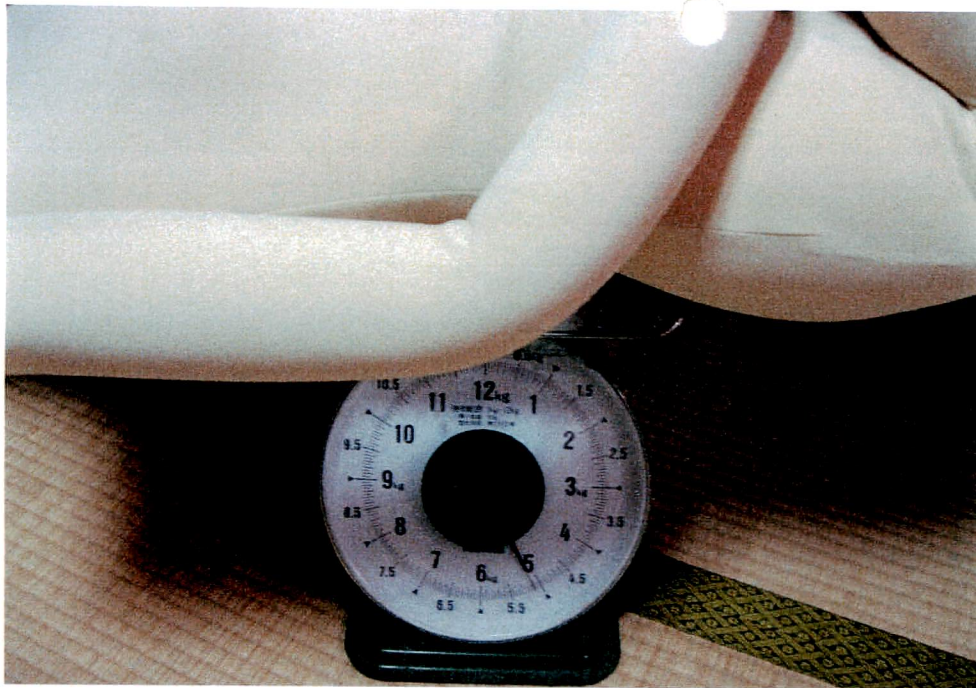
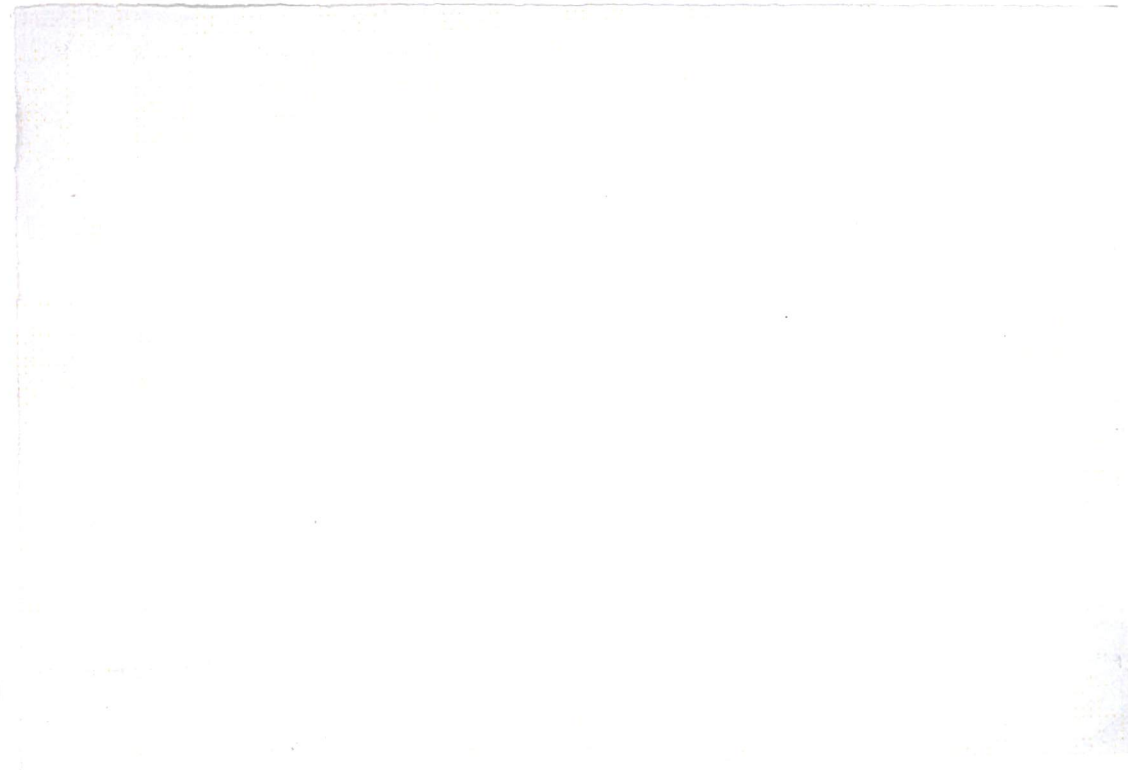
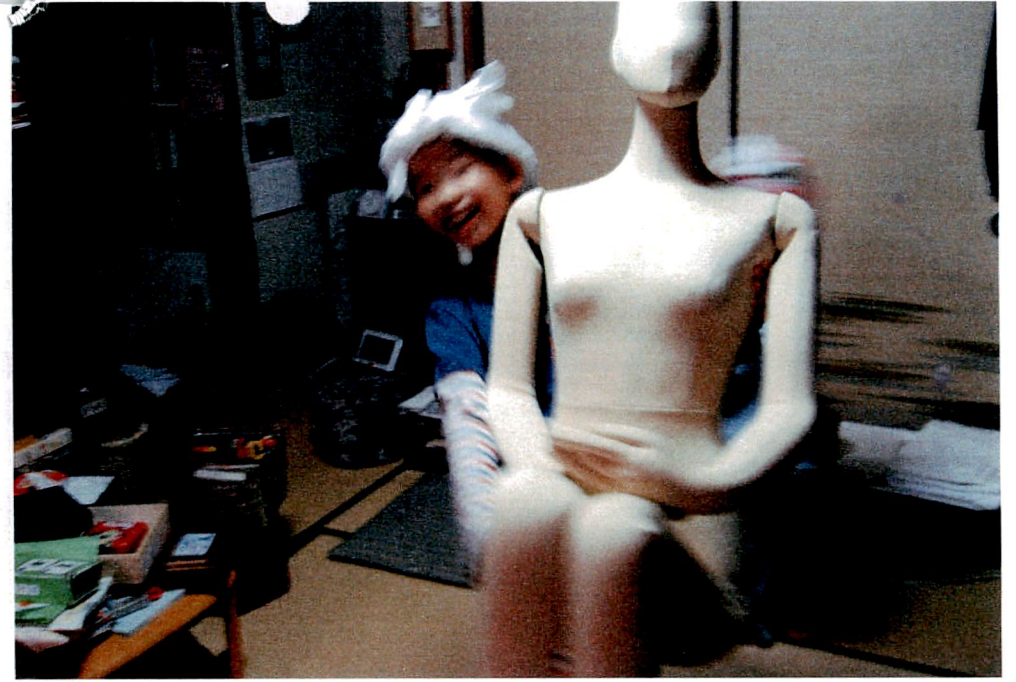












公正証書

横浜駅西口公証センター

公証人 慶 田 康 男

〒220-0004 横浜市西区北幸1丁目5番10号
(横浜駅西口、東京建物ビル4階)
電 話 045 (311) 6907 番(代表)
FAX 045 (311) 0660 番

平成 21 年第 408 号

事実実験公正証書

正 本

本公証人は、弁護士である金井清吉及び弁護士である桑村竹則
(以下、両名をまとめて「嘱託人」という。)の次のとおりの嘱託に
基づき、①神奈川県逗子市小坪5丁目23番4号逗子マリーナ4号
棟4314号室及び建物内並びにその近辺路上、②神奈川県三浦市
三崎町諸磯1892-1のブルーシー油壺401号室及びその駐車
場において、事実実験を行い、その現場に立ち会い、目撃した事実
を録取して、この公正証書を作成する。

第1 嘱託の趣旨

嘱託人は上告中である刑事被告人織原城二(最高裁判所平成2
1年(あ)第114号)の弁護人であるところ、同被告人に対する
公訴事実に対する証拠(反証)とするため、被害者とするシリコ
ンゴム人形を作成し、これを用いて犯罪現場においてその運搬等
の実験をしたい。ついては、実験現場に立ち会い、その実験の手
続の公正を期し、証明力を確保するために事実実験の現場におい
て目撃した結果を記録して公正証書を作成されたい。
というにある。

第2 事実実験の結果

1 本公証人は、平成21年9月23日午前9時35分ころ、第1

公 証 人 役 場

の実験現場である神奈川県逗子市小坪5丁目23番4号逗子マリーナ4号棟の3階の4314号室において、事実実験に立ち会ったところ、その目撃の結果は次のとおりである。

- 2 まず、現場に立ち会った者は、嘱託人金井清吉（昭和15年4月8日生）、嘱託人桑村竹則（昭和38年7月27日生）のほか、弁護士である弘中惇一郎（昭和20年10月16日生）、弁護士である鈴木大輔（昭和45年7月30日生）、弁護士である古本晴英（昭和46年10月18日生）、弁護士である笹木辰郎（昭和52年9月15日生）、弁護士事務所職員である小澤幸彦（昭和32年7月8日生）の計7名であった。

実験の開始は、10時45分ころであった。

3 体重等の測定

嘱託人らは、実験に先立ち、用意した人形の体重の測定を次の手順で行った。なお、嘱託人からは、人形はシリコンゴム製であり骨格部分には鉛を入れて製作されているとの説明があった。

- (1) まず、嘱託人が用意した大型青色プラスチックケースに人形を入れた。その状況は写真1のとおりである。

- (2) 次に、嘱託人の用意した二台の体重計の上に人形の入った前記プラスチックケースを載せた。写真2A、写真2B参照。

しかし、絨毯敷きである室内での測定は誤差を生じ得るとの

考えにより、室内での測定を避け、コンクリート敷きとなつて
いるベランダにおいて、前記二台の体重計の上に人形の入った
前記プラスチックケースを載せた（写真3）。

その結果は、一台の体重計は約38.9kgを指し（写真4）、
もう一台の体重計は33.3kgを指し（写真5）、合計は約7
2.2kgであった。

次に前記プラスチックケース自体の重さを同様にして測定す
ると、一台の体重計は約1.3kgを指し（写真6）、もう一台
の体重計は約0.9kgを指し（写真7）、合計すると約2.2kg
と測定された。

したがって、人形の体重は、72.2kgから2.2kgを差し引
いた約70.0kgと測定された。

(3) 人形の身長は、測定の結果、約170cmと判明した。その状
況は写真8、写真9、写真10のとおりである。

4 人形の運搬等に関する実験

次に人形の運搬に関する実験を行った。

(1) まず、囑託人が用意した毛布に人形を伸身の状態で包み、囑
託人が用意した細ひもで人形を縛りつける作業を行い、これを
1人で移動運搬させることができるかについての実験を行った
ところ、囑託人及び立会人の全員は、いずれも1人で持ち上げ

ること等はできず、4人がかりとなった。その状況は写真1 1
写真1 2のとおりである。

嘱託人は、前記4号棟に備え付けられていたダストカート
(写真1 3)を4 3 1 4号室内に持ち込み、これに毛布に包ま
れた状態の人形を入れることができるかについて実験した。し
かし、前記ダストカートの上から1人で前記人形を入れること
ができた者はいなかった。そこで、ダストカート自体を横倒し
にして数人で人形を入れようとしたが、ダストカートのフレー
ムの構造は堅固ではなく、人形の入ったダストカートを正立さ
せることができなかった。その状況は写真1 4のとおりである。

(2) 次に嘱託人は、人形の入ったダストカートをエレベーターに
向かって左側に設置された階段を用いて1階までおろすことが
できるかの実験をした。この階段の一段の高さは約1 9 cm、奥
行きは約2 7. 5 cmである。しかし、ダストカートの足車の間
隔が広く、階段を数段下りたところで動きがとれなくなった。
その状況は写真1 5のとおりである。

(3) 次に嘱託人は、人形に服を着せ、嘱託人が用意した大型の黒
色キャリーバッグ(写真1 6)に人形を入れて運搬することが
できるかにつき実験した。このキャリーバッグの仕様等は、別
紙1のとおりである。

① 服を着た状態での人形をキャリーバッグにいれることは1名ではできず、結局4名の力で人形をキャリーバッグに詰め込んだ。その状況は写真17、写真18のとおりである。

② このキャリーバッグを正立の状態で足車を転がすことは困難であり、人形の入ったキャリーバッグを1人で部屋の外に運搬することはできなかった。その状況は写真19のとおりである。なお、キャリーバッグの床部分は、人形の重みで大きく変形した。その状況は写真20のとおりである。

(4) 嘱託人は、乗用自動車のトランクに人形を詰め込むことが可能な実験を実施した。

嘱託人らは、前記4号棟の南西側にある道路上に駐車した乗用自動車（ベンツ）の後部トランクに人形を詰め込もうとした。トランクの状況は写真21である。この乗用自動車のテクニカルデータについては、別紙2のとおりである。

なお、このトランクにはスペアタイヤを含め、一切何も入っていなかった。

死後硬直中とした伸身の状態では、トランク内に納めることはできなかった（写真22）。

(5) 結局、第1現場の実験においては、死体にみたてた人形（身長約170cm、体重約70kg）を逗子マリーナの4314号室

の室内から駐車している自動車のトランクまで1名で運搬することはできなかったので、4名の力をもって実験を行わざるを得なかった。

なお、上記実験の最中、実験者は多数の宿泊人その他の者に目撃された。

(6) 4号棟のエレベーター前には監視ビデオカメラが存したが(写真23)、囑託人が弁護士会照会によって逗子マリーナから回答を求めたところ、設置されたのは1995年でその監視範囲は4号棟入口からエレベーター入口手前までであり、その記録の保存期間は1週間とのことであった。

(7) 以上で、第1の現場である神奈川県逗子市小坪5丁目23番4号逗子マリーナ4号棟の3階の4314号室及びその近辺における事実実験を終了した。実験終了時刻は午後0時30分ころであった。

5 本公証人は、第2の実験現場である神奈川県三浦市三崎町諸磯1892-1のブルーシー油壺において、各事実実験に立ち会った。その目撃の状況は次のとおりである。実験の開始は午後2時20分ころである。

「ブルーシー油壺」は油壺湾に面した地上5階建のマンションであり、東側前庭には駐車場がある。その状況は写真24である。

嘱託人の実験の目的は、車両のトランクに積載した人形を4階にある401号室に運搬することが可能であるかという点にある。

(1) まず嘱託人は、1名ではできないことから、4名の力をもって人形を前記車両のトランクの中から搬出し、同じく数名の力をもって前出のキャリーバッグに人形を詰め込んで、南側階段を登ることができるかの実験を試みたが、キャリーバッグでコンクリート面を移動することも(写真25、写真26)、階段を上することもできなかった。

(2) 以上のとおり、マンション「ブルーシー油壺」の駐車場から同マンションの401号室までの運搬実験について運搬を1名で行うことはできず、結局4名の力をもって実験を行うこととなってしまった。なお、上記実験の最中、実験者はマンション「ブルーシー油壺」の管理人を含む多数の者に目撃された。

(3) 以上で、第2の現場である神奈川県三浦市三崎町諸磯1892-1の「ブルーシー油壺」における事実実験を終了した。終了時刻は午後4時5分ころであった。

以上

本旨外要件

東京都町田市能ヶ谷町 1 7 6 1 番地 3 7

弁護士

嘱託人 金 井 清 吉

昭和 1 5 年 4 月 8 日生

千葉県習志野市谷津 5 - 1 2 - 8

弁護士

嘱託人 桑 村 竹 則

昭和 3 8 年 7 月 2 7 日生

上記金井清吉は、面識がなかったので、住民基本台帳カードの提示を受けて人違いがないことを証明させた。

上記桑村竹則は、面識がなかったので、運転免許証の提示を受けて人違いがないことを証明させた。

この証書は、平成 2 1 年 9 月 2 3 日及び同年 1 1 月 9 日、神奈川県逗子市小坪 5 丁目 2 3 番 4 号逗子マリーナ 4 号棟 4 3 1 4 号室及びその近辺路上並びに神奈川県三浦市三崎町諸磯 1 8 9 2 - 1 のブルーシー油壺 4 0 1 号室及びその前庭付近並びに本公証人役場において、法律の規定に従い作成し、各事項を列席者に閲覧させたところこれを承認し、本公証人とともに次に署名押印した。

公 証 人 役 場

嘱託人

金 井 清 吉



嘱託人

桑 村 竹 則



横浜市西区北幸一丁目 5 番 1 0 号

横浜地方法務局所属

公証人

慶 田 康 男



これは正本である。

この正本は、平成 2 1 年 1 1 月 9 日嘱託人金井清吉・同桑村竹則の請求により、本公証人役場において、原本に基づきこれを作成し、上記請求人に交付する。

横浜市西区北幸一丁目 5 番 1 0 号

横浜地方法務局所属

公証人

慶田 康男



公証人役場

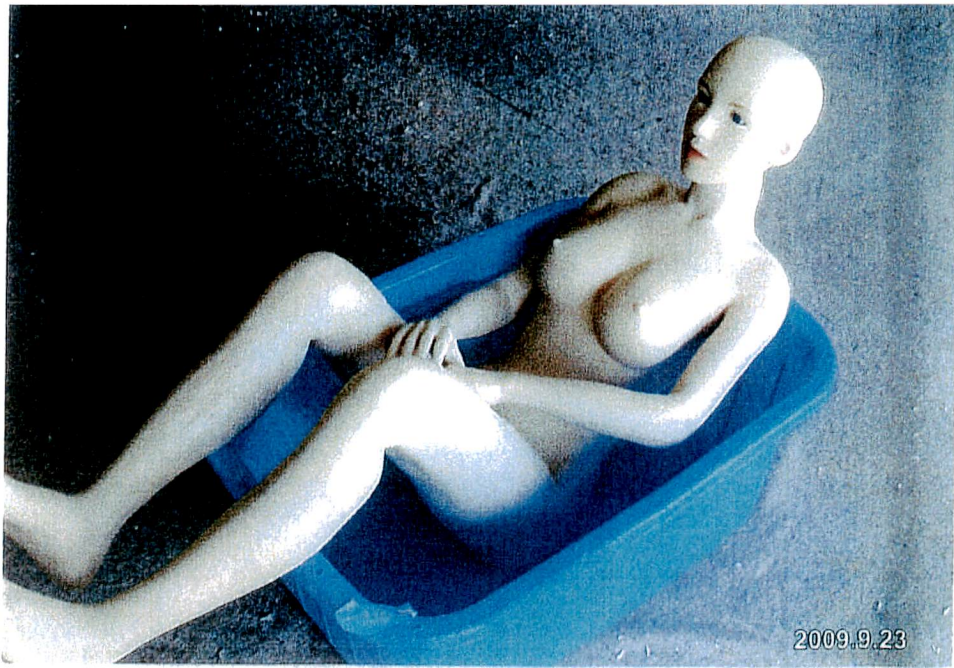


写真 1



写真 2A



写真 2B

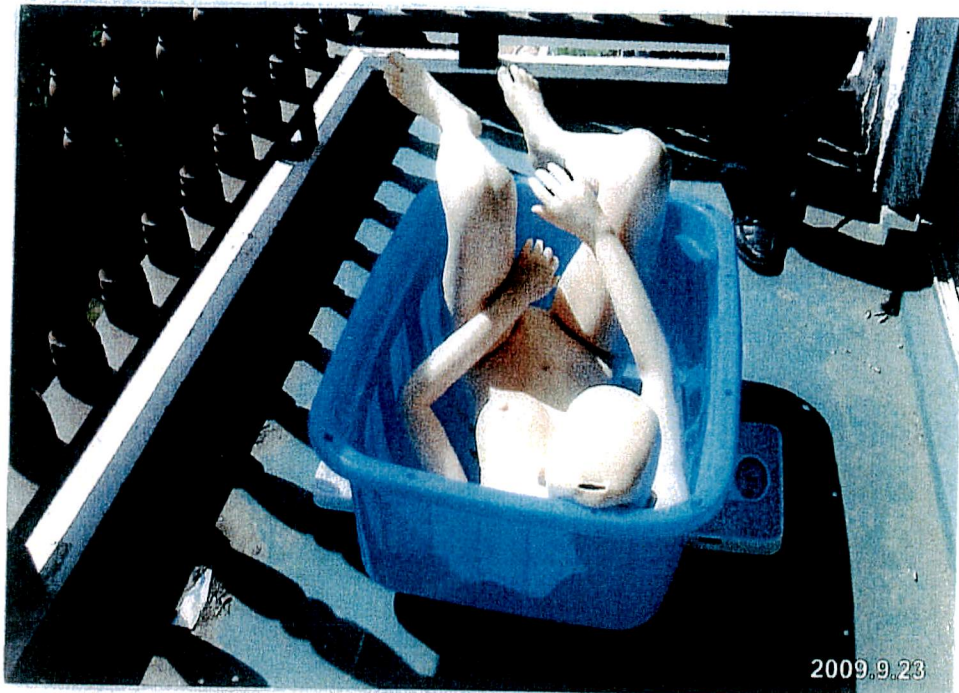


写真 8



写真 4

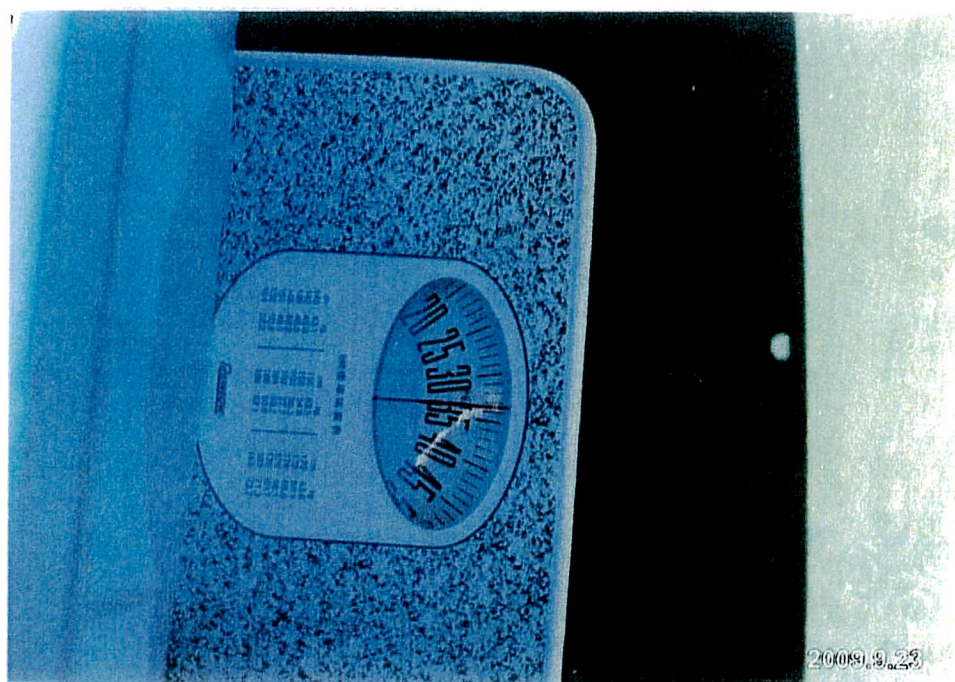


写真 5

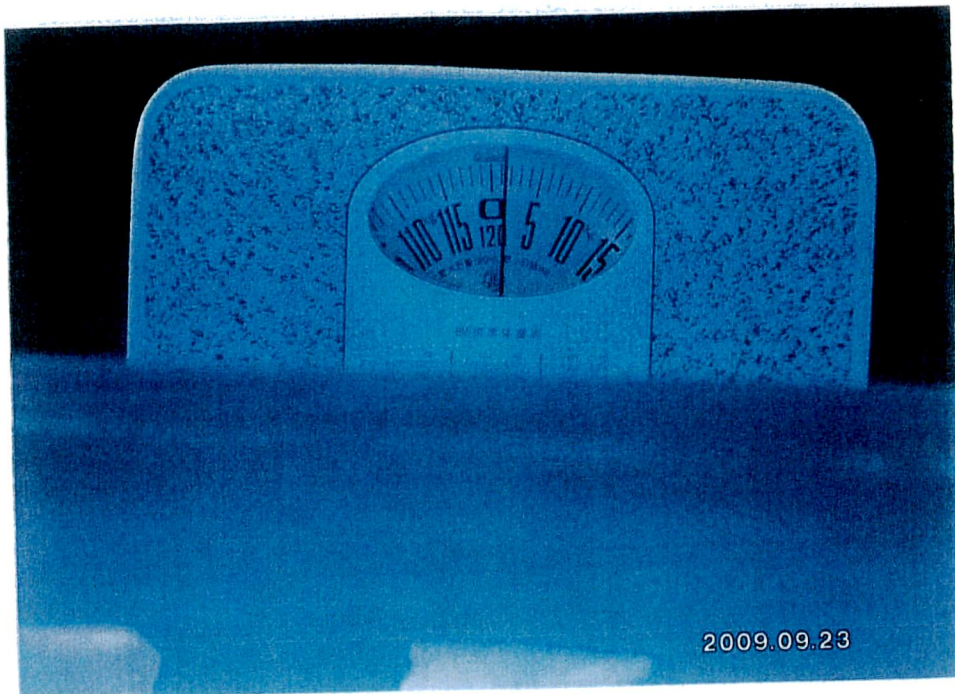


写真 6

2009.09.23

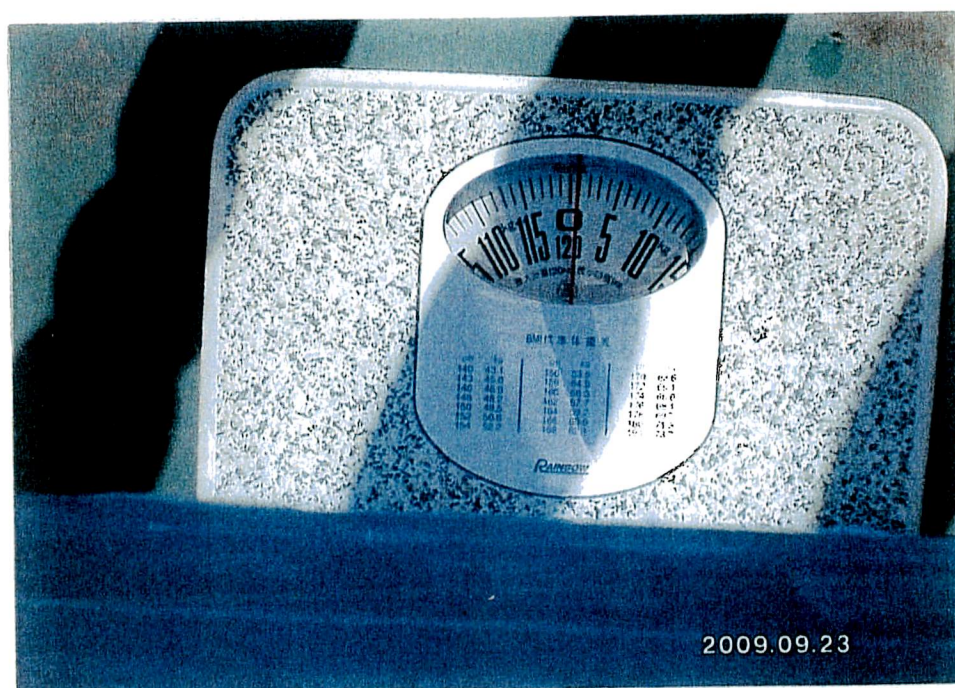


写真 7

2009.09.23



写真 8

2009.9.23

写真 9

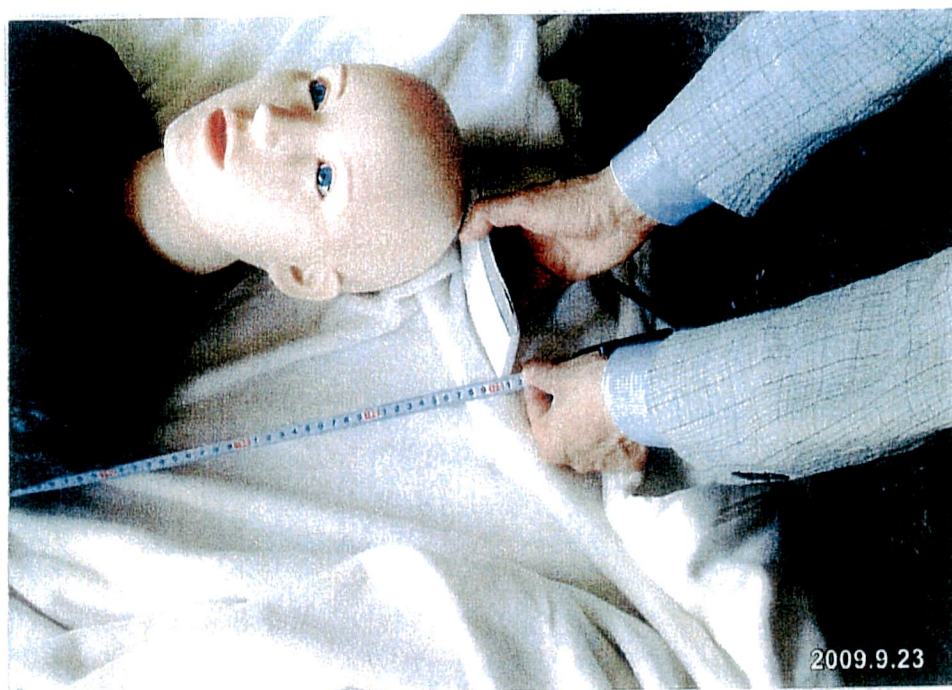


写真 10

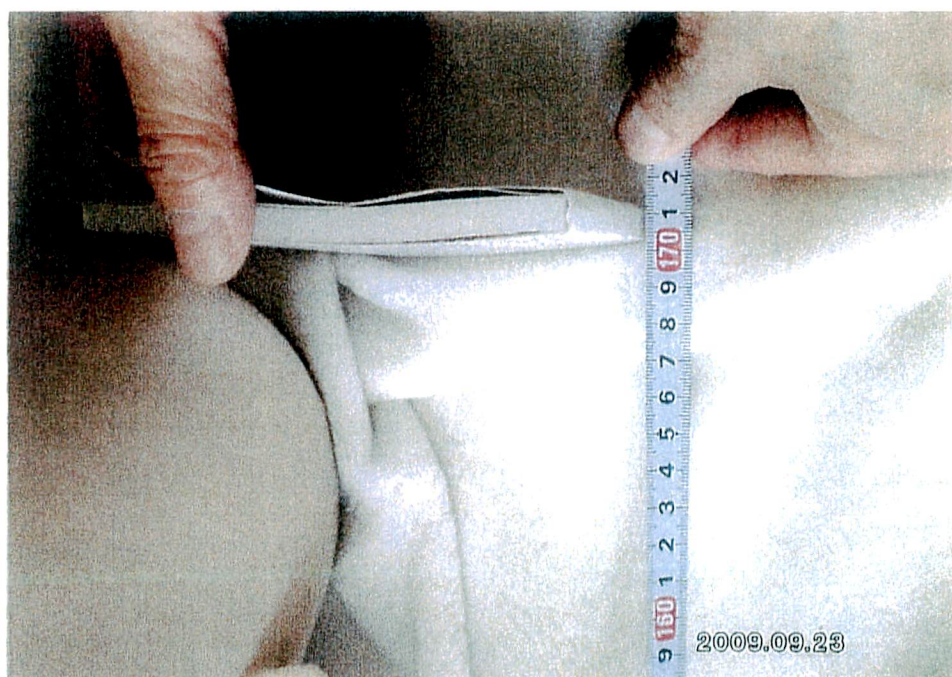


写真 11





写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18





写真 22



写真 23



写真 24



写真 25



別紙 1



検索

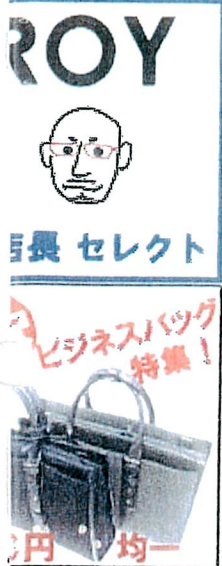
トラベルバッグ

トラベルバッグ > その他の旅行用かばん > 超大容量！3段階の拡張型大型ポストンバッグ SW-12

前の商品

超大容量！3段階の拡張型大型ポストンバッグ SW-12

サイズ：高さ480(780)×横580×マチ360cm



バッグ

- ・ツケース
- ・キャリー
- ・持ち込み
- ・トンキヤリー
- ・ックキヤリー
- ・ネスキヤリー
- ・他
- ン、リュック、トランク

バッグ

ル
レダーバッグ
カウ

トンバッグ
ンド
他
ウェストポーチ等)

スバッグ

流行カジュアルバッ

ールバッグ
リア・ビジネス
他
ウェストポーチ等)

ソカジュアルバッグ

ーツバッグ
他

トセンター

06-6632-1847
メールはこちら

Technical data

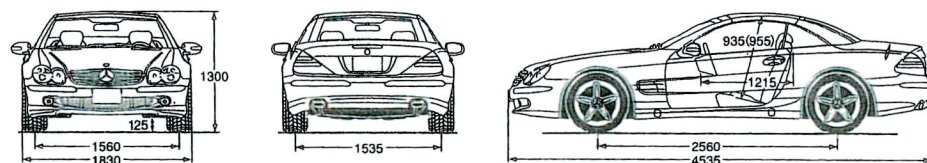
主要諸元

●車名:メルセデス・ベンツ		SL 350	SL 500	SL 600	SL 55 AMG
■車両型式		CBA-230467	CBA-230475	GH-230476	DBA-230474
■運転タイプ		ステアリング トランスミッション	左/右 電子制御5速A/T	左 電子制御7速A/T	← 電子制御5速A/T
■エンジン		エンジン型式	112M37	113	275
		種類・シリンダー数	SOHC V型6気筒	SOHC V型8気筒	SOHC V型12気筒 ツインターボチャージャー
		総排気量	cc 3,724	4,965	5,513
		ボア×ストローク	mm 97.0×84.0	←	82.0×87.0
		圧縮比	10.0	←	9.0
		最高出力	kW/rpm (EEC) 180/5,750	225/5,600	368/5,000
			PS/rpm (EEC) 245/5,750	306/5,600	500/5,000
		最大トルク	N·m/rpm (EEC) 350/3,000~4,500	460/2,700~4,250	800/1,800~3,500
			kg·m/rpm (EEC) 35.7/3,000~4,500	46.9/2,700~4,250	81.6/1,800~3,500
		燃料供給方式	電子制御式	←	←
		使用燃料・燃料タンク容量	ℓ 無鉛プレミアム・80	←	←
■重量・定員		車両重量*	kg 1,730 (1,740)	1,850 (1,860)	1,990 (2,000)
		乗車定員	名 2	←	←
■性能		最小回転半径	m 5.1	←	←
		燃料消費率10・15・90 km/ℓ	7.0	7.0	5.8
■寸法		全長	mm 4,535	←	←
		全幅	mm 1,830	←	←
		全高	mm 1,300	←	←
		ホイールベース	mm 2,560	←	←
		トレッド(前)	mm 1,560	←	←
		トレッド(後)	mm 1,545	1,535	←
		最低地上高	mm 125	←	←
		トランクスペース (VDA方式)	ℓ 206 (ルーフ格納時)/288	←	←
■ブレーキ(前/後)			ベンチレーテッドディスク /ディスク	ベンチレーテッドディスク /ベンチレーテッドディスク	←
■タイヤサイズ(前・後)			255/45R17・255/45R17	255/40R18・285/35R18	←

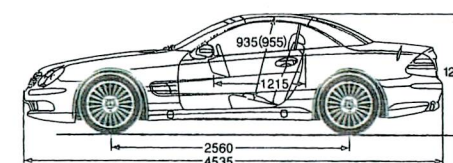
* () はパノラミックバリオールフ装着時です。■記載の諸元は予告なく変更することがありますのでご了承ください。また上記諸元表は道路運送車両法による自動車型式指定申請書数値を基に作成してありますので、メーカー発表の資料に記載されるものと異なる場合もあります。

■燃料消費率は定められた試験条件のもとでの値です。実際の走行時には気象・道路・車両・運転・整備などの条件が異なるため、実際の燃料消費率は異なる場合があります。

Dimensions (SL 500)



(SL 55 AMG)



() はパノラミックバリオールフ装着時 単位:mm